



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 フ ジ  
代 表 者 名 代表取締役社長 尾 崎 英 雄  
コ ー ド 番 号 8278 東証第一部  
問 合 せ 先 専務取締役 企画・開発本部長  
佐伯 雅則  
(TEL 089-922-8112)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 48 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第25条（社外取締役との責任限定契約）および定款第32条（社外監査役との責任限定契約）規定を新設するものであります。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年5月21日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年5月21日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条～第30条 (条文を省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第31条～第34条 (条文を省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行どおり)</p>

以 上